

育児休業取得環境整備 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成31年 3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休暇中や  
育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年 5月～ 制度に関する就業規則等を抜粋し職員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成27年 4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成27年 5月～ 研修内容の検討
- 平成27年度～ 研修の実施

目標3：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成27年 4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成27年 5月～ 制度導入
- 平成27年 5月～ 説明会による職員への短時間勤務制度の周知

## 子供・子育てに関する地域貢献活動 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成31年 3月31日までの 4年間

### 2. 内容

目標1：地域の子どもの施設見学の受け入れを行う。

#### <対策>

- 平成27年 4月～ 受け入れ体制について検討開始
- 平成27年 5月～ 受け入れを行う施設や部署への説明及び体制作り
- 平成27年 5月～ 関係行政機関、学校との連携
- 平成27年 6月～ 職員への周知及び広報誌などによる取組の周知
- 平成27年 7月～ 施設見学の受け入れ開始